

[事案 2020-95] 特約解約無効請求

・令和2年10月5日 裁定終了

<事案の概要>

知らない間に特約が解約されていたこと等を理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年1月に契約した終身保険について、以下の理由により、既払込保険料全額を返してほしい。

- (1) 家族保障特約の解約について、事前に自分に連絡が無く、承諾もしていない。
- (2) 特約の解約請求書において、改印届を提出しているのに、改印前の印鑑で押印されている。
- (3) 通院特約が無断で解約された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 家族保障特約は、契約成立直後に、契約内容変更請求書（特約解約）が提出され解約された。
- (2) 改印手続きは、家族保障特約解約後になされたものである。
- (3) 本契約には、もともと通院特約は付加されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、家族保障特約が勝手に解約されていたことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。